

番号：170477

国名：ウガンダ

担当：人間開発部 高等教育・社会保障グループ 社会保障チーム

案件名：産業人材育成体制強化支援プロジェクト（建設入札支援及び施工監理）

## 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：職業訓練校実習用ワークショップ建設入札支援及び施工監理
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：専門家業務

## 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2017年8月下旬から2018年10月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 1.60M/M、現地 1.60M/M、合計 3.20M/M
- (3) 業務日数：
  - ・ 第1次 国内準備 2日、現地業務 7日、国内整理 3日
  - ・ 第2次 国内準備 2日、現地業務 7日、国内整理 3日
  - ・ 第3次 国内準備 2日、現地業務 10日、国内整理 3日
  - ・ 第4次 国内準備 2日、現地業務 7日、国内整理 3日
  - ・ 第5次 国内準備 2日、現地業務 7日、国内整理 3日
  - ・ 第6次 国内準備 2日、現地業務 10日、国内整理 5日

## 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：8月2日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)  
(いずれも提出期限時刻必着)  
提出方法等詳細については当機構ホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))>業務実施契約(単独型)公示にかかる応募手続き)  
(<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>)をご覧ください。  
なお、当機構本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。
- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2017年8月18日(金)までに個別に通知します。

## 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
  - ①業務実施の基本方針 16点
  - ②業務実施上のバックアップ体制等

- 4点
- (2) 業務従事予定者の経験能力等：
- ①類似業務の経験 40点
  - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
  - ③語学力 16点
  - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	施設建設工事（建築）入札支援・施工監理
対象国／類似地域	ウガンダ／全途上国
語学の種類	英語

## 5. 条件等

(1) 参加資格のない社等： 特になし。

(2) 必要予防接種：

黄熱：入国に際してイエローカード（黄熱病予防接種証明書）が必要です。必要な予防接種は、当機構ホームページの以下の「資料コンサルタント等にかかる安全対策・渡航手続きについて（依頼）」の7. 健康管理のための対応について」で参照できます。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/abroad.html>

## 6. 業務の背景

ウガンダは近年堅調な経済発展を遂げており、毎年平均7%のGDP成長を記録し、一人あたりの国民総所得及び海外直接投資額はこの10年でそれぞれ約1.5倍、約6倍に増加している（世界銀行、国連貿易開発会議、2014）。2006年に北部で油田が発見されたことも国内経済へ良い影響を与えており、今後一層の経済成長が見込まれるが、他方で所得の高い技術職には外国人労働者が多く雇用され、若者の雇用機会が十分に保障されておらず、貧富の差を示すジニ係数も拡大傾向にある（世界銀行、2014）。経済成長に伴って、今後更に産業界が求める人材像の多様化が進むと予測され、そのニーズに対応できる人材育成の重要性が今まで以上に高まっている。

我が国はこれまで無償資金協力及び技術協力を通じてナカワ職業訓練校（NVTI）に対する支援を実施してきた。1997年～2004年に実施した「ナカワ職業訓練校プロジェクト」では、自動車、電気、電子、機械など7分野における指導員の能力向上及び訓練実施体制の整備が行われている。この技術協力は、ウガンダ政府より高い評価を得ることとなり、その成果を国内外の職業訓練校に裨益させる事を目的に、「職業訓練指導員研修プロジェクト」（2004～2006）、「職業訓練指導員養成プロジェクト」（2007～2010）が続けて実施され、NVTIにおける指導員育成機能が強化されると共に、ウガンダ国内および東アフリカ地域周辺国へ貢献可能な体制を確立した。

ウガンダで職業訓練・技術教育（TVET）分野を管轄する教育スポーツ省では、2011年にTVET分野の国家戦略計画である「The Skilling Uganda 2012-2021」を取りまとめ、1) 経済発展に資する人材育成、2) 訓練の質改善、3) 女性・貧困層・障害者といった社会的弱者への訓練アクセス改善、4) 訓練体制のマネジメントの改善、5) 訓練実施のための効率的なリソースの活用、の5点を今後の重点課題と定めている。また、同省は、産業界のニーズに応える高度の技能を有する人材の育成を目的として

NVTI の短大化を予定しているが、ウガンダにおけるディプロマ資格は理論重視で実践性に欠ける傾向があると、日系企業を含む産業界から指摘されている。このような状況の下、ウガンダ政府より、NVTI における理論と実践的な技能が両立したディプロマコース開設について、我が国に要請があった。

本協力では、自動車科においてディプロマコースを新規に開講することになっているが、新コースの実技訓練のための一部 2 階建て構造の吹き抜け型自動車整備実習棟（延床面積約 500 m<sup>2</sup>）（以下、「ワークショップ」と記載）のスペースが不足していることから、新たにワークショップを学校敷地内に建設するため、建設が現地及び当機構の基準に従って適切に行われるように監理することが必要となっている。

## 7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、産業人材育成体制強化支援プロジェクトの専門家としてプロジェクトサイトのあるナカワ職業訓練センター内で業務を行う。カウンターパート（教育省およびナカワ職業訓練校）、他のプロジェクト専門家並びに当機構ウガンダ事務所と連携し、以下のとおり業務に従事する。

### ① 現地施工監理コンサルタントの調達実施支援

当機構ウガンダ事務所が行う現地施工監理コンサルタント調達手続きに係る TOR (Terms of Reference)、RFP (Request for Proposal) 並びにプロポーザル評価実施から契約書作成を含む契約まで一連の調達手続きを支援する。

### ② 自動車科ワークショップ建設に係る施工業者の調達実施支援

当機構ウガンダ事務所が行う現地施工業者調達手続きに係る PQ (Prequalification) 作成・実施支援、現地施工監理コンサルタントが作成する詳細設計・入札図書の確認並びに入札評価実施から契約書作成支援を実施する。

### ③ 本邦施工監理コンサルタントとしての業務従事

整地を含む建設準備・実施が適切に進むよう、現地施工業者及び現地施工監理コンサルタントの監督（代理）・指導を、当機構ウガンダ事務所と連携しながら行う。国内から現地施工監理コンサルタントへの遠隔指示を行うと共に、契約後に施工監理計画に基づき複数回現地を訪れ自らも施工監理業務に従事する。なお、当機構が本建設に関して実施するのは整地および建物の建設完工までであり、外部からの電気配線引き込みや消火設備・備品等の設置はウガンダ教育省が実施することとなっている。自動車科ディプロマ 2 期生が入学する 2018 年 9 月の授業開始を目指し、2018 年 9 月に施工が完了するように施工監理にあたることが期待される。具体的な業務内容は以下のとおりである。なお、現地派遣期間は施工状況により変更される可能性がある。

(1) 国内準備期間（2017 年 8 月下旬～9 月、うち第 1 次現地派遣期間の 1 週間を除く）

- ① 本案件に係る参考資料（現地設計コンサルタント作成のワークショップ概略設計図・積算（案）及び現地調達法に基づいた入札図書案、当機構およびプロジェクトが提供するプロジェクト活動に関する資料、建設にかかる当機構の規定等）から、業務に必要な情報を収集して分析を行う。
- ② 現地施工監理コンサルタント（常駐となる）調達のための TOR (Terms of Reference)、RFP (Request for Proposal) 案を作成する。
- ③ 全体のワークプラン（和文・英文）並びに第一次現地派遣期間のワークプラン（和文・英文）を作成し、当機構人間開発部に提出し説明する。

(2) 第1次現地業務期間 (2017年8月下旬～1週間)

- ① 当機構ウガンダ事務所、プロジェクト専門家、C/P機関等にワークプランを提出・説明し、業務内容の合意を得る。
- ② ナカワ職業訓練校敷地内にある自動車科ワークショップの建設サイトを訪問し、今後の現地施工監理コンサルタントが実施する詳細設計図作成やスペック確定に関する留意事項を整理する。
- ③ 現地の施工監理コンサルタント及び施工業者の能力を把握するため、現地施工業者及び現地施工監理コンサルタント会社を訪問し、能力把握に必要な情報を収集する。
- ④ 現地施工監理コンサルタント調達のためのTOR (Terms of Reference) 、RFP (Request for Proposal) 案並びに評価基準案を完成させると同時に、当機構関係者 (ウガンダ事務所、人間開発部) への最終確認を行い最終化する。
- ⑤ 事務所が現地施工監理コンサルタント調達を実施するためのTOR (Terms of Reference) 、RFP (Request for Proposal) 案並びに評価基準案を提出すると共に、助言を行い、選定が滞りなく実施されるよう支援する。
- ⑥ 第1次派遣期間の業務完了に際し、現地業務結果報告書 (英文・和文) を作成し、当機構ウガンダ事務所に提出する。要すればウガンダ教育省及びナカワ職業訓練校マネジメント部門へも説明を行う。

(3) 国内整理期間 (2017年9月上旬)

- ① 現地業務結果報告書 (英文・和文) を当機構人間開発部に提出する。
- ② 現地施工監理コンサルタント選定に係る現地からの照会事項にメールなどで回答する。

(4) 国内準備期間 (第2次: 2017年10月中旬)

- ① 現地施工監理コンサルタント選定に係るプロポーザル評価及び契約交渉に係る技術部分の支援をテレビ会議を通じて行うと共に、当機構ウガンダ事務所からの質問などに、メールを通じて遠隔より対応する。
- ② 現地状況確認結果を基に、第2回現地派遣のワークプラン1部 (和英) 当機構人間開発部へ提出する。併せて、当機構ウガンダ事務所に1部 (和英) を送付する。

(5) 第2次現地業務期間 (2017年10月下旬～11月上旬)

- ① 当機構ウガンダ事務所、プロジェクト専門家、C/P機関等にワークプランを提出・説明し、業務内容を確認する。
- ② 現地施工監理コンサルタントと面会し、本建設全般に係る調達・施工・品質管理計画等につき、技術的な観点からの説明を行うと共に、現地施工監理コンサルタントは、本邦施工監理コンサルタントに対して定期的に進捗報告を行う義務がある (本邦施工監理コンサルタントは現地施工監理コンサルタントに対して指導・監督 (代理) を行う) 点を当機構ウガンダ事務所と現地施工監理コンサルタント間の契約書に基づき説明し、理解を得る。
- ③ ナカワ職業訓練校敷地内にある自動車科ワークショップの建設サイトを、現地施工監理コンサルタントと共に訪問し今後の作業を確認し計画書を作成させ

る。自身が不在時にも継続して、PQ、詳細設計図作成とスペックを最終化することを同計画書に盛り込ませる。

- ④ 教育省及び職業訓練校管理部門（必要に応じ教育省も含む）に対して現地施工監理コンサルタント受入れに係る依頼を行う。
  - ⑤ 現地施工監理コンサルタントと共に市場調査を行い、詳細設計及び積算案作成をさせる。
  - ⑥ プロジェクト専門家及び当機構ウガンダ事務所関係者に対して、自身が不在期間中の施工監理チェック表（案）（現地施工監理コンサルタントの出勤確認及び安全状況と進捗に関する特記項目を含む）を提示し、プロジェクト専門家から当機構ウガンダ事務所に対して、適切に報告がなされる体制を整備する。
  - ⑦ 第2次派遣期間の業務完了に際し、現地業務結果報告書（英文・和文）を作成し、当機構ウガンダ事務所に提出する。要すればウガンダ教育省及びナカワ職業訓練校マネジメント部門へも説明を行う。
- (6) 国内整理期間（第2次：2017年11月上～中旬）
- ① 現地業務結果報告書（英文・和文）を当機構人間開発部に提出する。
  - ② 現地施工監理コンサルタントからの定期報告を基に遠隔で連絡をとり、同コンサルタントがPQ、詳細設計図及び積算案を最終化させるよう指示・監督（代理）する。
- (7) 国内準備期間（第3次：2018年1月上旬）
- ① 現地施工監理コンサルタントが入札図書を完成させ、当機構ウガンダ事務所が現地施工業者選定のための公示を円滑に実施できるよう遠隔より支援する（要すればテレビ会議を実施）。
  - ② 現地状況確認結果を基に、第3回現地派遣のワークプラン1部（和英）を当機構人間開発部へ提出する。併せて、当機構ウガンダ事務所に1部（和英）を送付する。入札時には必ず現地に滞在する方向で計画を立てることとする。
- (8) 第3次現地派遣期間（2017年1月中旬）
- ① 建設に係る施工業者の指名競争開札数日前に現地入りし事務所が主催する入札が滞りなく実施されるよう、現地施工監理コンサルタントと共に支援する。
  - ② 開札日（11月中旬を想定）に提出されたプロポーザルおよび応札書類を評価し、その結果を当機構ウガンダ事務所に説明する。合わせて、第一位交渉権者となる施工業者の応札書類に対する契約書の最終案を取り纏め当機構ウガンダ事務所に報告する。
  - ③ 第3次派遣期間の業務完了に際し、現地業務結果報告書（英文・和文）を作成し、当機構ウガンダ事務所に提出する。要すればウガンダ教育省及びナカワ職業訓練校マネジメント部門へも説明を行う。
- (9) 国内整理期間（第3次：2017年1月下旬）
- ① 現地業務結果報告書（英文・和文）を当機構人間開発部に提出する。
  - ② 現地施工監理コンサルタントを通じ、当機構ウガンダ事務所と施工業者との契約締結を支援する。

(10) 第4～6次現地派遣期間国内業務（派遣2日前）

（第4次：2018年3月中旬、第5次：同年6月中旬、第6次：同年9月中旬）

- ① 出発前にその都度ワークプランし、ワークプラン1部（和英）当機構人間開発部へ提出する。併せて、当機構ウガンダ事務所に1部（和英）を送付する。

(11) 第4次～第6次現地派遣期間

（第4次：2018年3月下旬、第5次：2018年6月下旬、第6次：同9月下旬）

- ① 第4次～第5次については施工状況に応じて、当機構と相談の上、派遣時期を変更可能。
- ② 第4次派遣においては、着工に当たり受注者である現地施工業者に対して以下について現地施工監理コンサルタントと共に指導する：1) 資材・建材の調達・整地・施工管理に係る注意点や今後の計画に関して全関係者・機関と共有、2) 日本人施工監理不在時の施工監理について、彼ら自身のワークプランを作成させ、工期を計画通りに遵守させる。また、現地施工業者に対して、「ODA 建設工事安全管理ガイダンス」の順守につき、指導徹底する。また、資材調達や整地開始に当たり指示・監督（代理）を実施し、次の現地派遣まで現地業者で円滑に作業を進行できるように必要な指示・作業を実施する。
- ③ 第4～5次派遣においては、前回現地派遣終了時以降の作業施工状況を確認し、課題がある場合は関係者と協議する。次の現地派遣まで現地業者で円滑に作業を進行できるように必要な指示・作業を実施する。
- ④ 進捗をモニタリングし、実施計画が適切に遂行されるように進捗管理のための指導を行う。
- ⑤ 当機構ウガンダ事務所からの指示に応じ、C/P 機関への情報共有及び協議に参加し、技術的指導・助言を行う。
- ⑥ 当該案件は、現地施工業者に対する工期毎の部分払いを想定していることから、支払いが発生するごとに計画された工程が問題なく完了しているかを確認し、支払根拠となる該当工程部分の完了確認書を当機構ウガンダ事務所に提出する。併せて、現地施工監理コンサルタントと遠隔で毎日進捗状況報告を提出させることとし、本コンサルタントが現地の進捗状況をもれなく把握しておくこととする。
- ⑦ 第6次派遣では、完工に合わせてウガンダ事務所担当者も立会いの下、竣工検査を行う。結果を当機構ウガンダ事務所、教育省並びにナカワ職業訓練校に報告する。
- ⑧ 万が一、施工に問題がある場合は、今後の対応策を当機構ウガンダ事務所と協議し、必要な資料作成や助言を行う。
- ⑨ 各派遣期間の業務完了に際し、現地業務結果報告書（英文・和文）を作成し、当機構ウガンダ事務所に提出する。要すればウガンダ教育省及びナカワ職業訓練校マネジメント部門へも説明を行う。

(12) 第4～6次国内整理期間（各々3日間、第6次のみ5日間）

- ① 現地業務結果報告書（英文・和文）を当機構人間開発部に提出する。
- ② 現地業者が計画通りに建設を行っているか現地施工監理コンサルタント提出の報告書等で確認を行い、遠隔にて指導を行うと共に、当機構のウガンダ事務所及び人間開発部へ報告を行う。

(13) 帰国後整理期間 (2018年10月上旬)

専門家業務完了報告書(和文)を作成し、当機構人間開発部に提出し、報告する。

## 8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、専門家業務完了報告書とする。

(1) 業務ワークプラン(全体及び各派遣時)

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容(案)などを記載。

英文5部(当機構人間開発部1部、当機構ウガンダ事務所1部、C/P機関へ3部)

和文2部(当機構人間開発部、当機構ウガンダ事務所)

(2) 現地業務結果報告書

各派遣時及び派遣終了時。和文及び英文。提出部数は以下のとおり。

英文2部(当機構人間開発部、当機構ウガンダ事務所)

和文2部(当機構人間開発部、当機構ウガンダ事務所)

記載項目は以下のとおり：

ア) 業務の具体的内容

イ) 業務の達成状況

ウ) 日本人施工監理コンサルタント不在時の作業内容

エ) 今後の作業と全体工程のスケジュール

オ) その他特記事項

ただし、第6次現地業務結果報告書(和文)は(3)専門家業務完了報告書をもって代えることとする。

(3) 専門家業務完了報告書(和文2部)

原則、和文のみとすること。記載項目(案)は以下のとおり。

ア) 業務の具体的内容

イ) 業務の達成状況

ウ) 業務実施上遭遇した課題とその対処

エ) 建設において残された課題と今後の教訓

(4) 補足資料(和文2部、英文3部)

第6次現地派遣時の検収・引き渡し立会いの際、当機構ウガンダ事務所に提出する(和英1部及びナカワ職業訓練センターへ1部)。帰国後、人間開発部に対しても提出する(和英1部)。

ア) 完成時の写真

イ) 案件所在地

ウ) 竣工時施設平面図

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイド

ライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。航空経路は、日本⇒ドーハ/ドバイ⇒ウガンダ⇒日本を標準とします。

(2) 一般業務費の上限加算

原則として一般業務費は契約金額として計上せず、現地で必要な車両や通訳等については、在外事務所やプロジェクトチームが直接現物支給することとしています。

## 10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 国内作業および現地業務日程

業務の内容記載の派遣期間を目安に提案してください。但し、現地 M/M、国内 M/M、渡航回数は2。契約予定期間等に記載の数値を上限とします。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタントのみです。ただし、現行のプロジェクト活動そのもの枠内で実施する建設であることから、すでに派遣されているチーフ・アドバイザー業務/民間連携専門家（業務単独型）、業務調整/モニタリング評価、及び電気/カリキュラム開発の専門家（2名とも直営）と協力の上、業務を実施してください。また、当機構ウガンダ事務所には現場の状況について必ず情報共有を行うようご留意願います。

③ 便宜供与内容

ア) 空港送迎

第1次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり

イ) 宿舍手配

第1次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり。

ウ) 車両借上げ

なし（プロジェクト車両あり）

エ) 通訳備上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

当機構ウガンダ事務所、またはプロジェクトに対応依頼予定。

カ) 執務スペースの提供

NVTI 内における執務スペース提供（ネット環境完備）あり

(2) 参考資料

本業務に関する以下の資料を当機構人間開発部高等教育・社会保障グループ（TEL:03-5226-8334）にて配布します。

- ・ 自動車科ワークショップ概略設計（案）：建設サイトとなるナカワ職業訓練校が備上した設計コンサルタントが作成した資料
- ・ 産業人材育成体制強化支援プロジェクト（チーフ・アドバイザー業務/民間連携）業務完了報告書

### 【留意事項】



契約後、建設工事業者を選定する競争入札用の、PQ、入札図書、契約書などの作成に際しては、『海外における建設工事契約の手引き』の対外配布可能部分を配布しますので参照ください。

また、現地施工監理コンサルタントを選定するのに必要な TOR の作成及び、RFP と契約書の作成に際しては、『ローカルコンサルタントにかかる調達の手引き』を配布しますので参照ください。

### (3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、当機構ウガンダ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 90 日以上の滞在には公用旅券が必要です。
- ④ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年 10 月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または当機構担当者に速やかに相談してください。

以上